

事業概要

令和4年度(2022年度)版



板橋区子ども家庭総合支援センター

板橋区子ども家庭総合支援センター事業概要

I 板橋区について	4
1 板橋区の基本情報(令和5年4月1日現在)	4
II 基礎自治体での児童相談所の開設	4
1 児童相談所の設置	4
2 板橋区子ども家庭総合支援センターについて	6
(1) 所在地	6
(2) 組織及び事務分掌	6
① 子ども家庭総合支援センターの組織	7
② 職員の配置状況	8
3 板橋区子ども家庭総合支援センターが行う支援・援助	9
(1) 子ども家庭支援センター機能(支援課)	9
(2) 児童相談所機能(援助課・保護課・法務担当課長)	9
(3) 相談の種類	9
① 支援課・援助課共通の相談の種類	9
② 援助課が行う援助の種類	10
③ その他	12
4 主な相談の流れ	13
III 板橋区子ども家庭総合支援センター事業概要	14
1 子ども家庭支援センター機能(支援課)	14
(1) 子どもなんでも相談	14
(2) 子ども家庭相談	14
① 相談対応件数	14
② 相談経路別受付件数	15
③ 相談内容別受付件数	15
(3) 育児支援ヘルパー派遣事業	15
(4) ファミリー・サポート・センター事業	16
(5) ショートステイ事業・トワイライトステイ事業	16
(6) 児童虐待防止対策	16
① 地域子育て支援セミナー(区制施行90周年記念事業)	16
② 板橋区子ども家庭支援指針(板橋区児童虐待防止対応ガイドライン)	16
③ 児童虐待防止等啓発	17
④ コールセンターの設置及び周知	17
(7) 要保護児童対策地域協議会	17
① アウトリーチ(関係機関訪問)概要	17
② 要保護児童対策地域協議会 令和4年度開催実績	17
2 児童相談所機能(援助課・保護課・法務担当課長)	18

(1) 東京都北児童相談所からの引継ぎについて.....	18
(2) 相談受付状況.....	19
① 経路別受付件数.....	19
② 相談内容別受付件数.....	20
③ 男女別受付件数.....	21
④ 年齢別受付件数.....	21
⑤ 児童虐待相談・通告への対応.....	22
⑥ 児童福祉司一人当たりの児童虐待相談の担当件数.....	22
⑦ 触法少年の送致.....	22
⑧ 外国人の相談状況.....	23
(3) 施設入所・里親等委託の状況.....	23
① 施設等入所状況.....	23
② 新規措置及び退所状況.....	23
(4) 一時保護の状況.....	24
① 一時保護の状況(板橋区の児童を一時保護した総数).....	24
② 一時保護解除後の対応状況(板橋区の児童を一時保護解除した総数).....	24
③ 一時保護所における一時保護.....	24
3 社会的養護について.....	26
(1) 社会的養護とは.....	26
(2) 里親制度.....	26
(3) 養育家庭等の登録数及び委託児童数.....	26
(4) 養子縁組里親の登録と特別養子縁組の現状.....	27
(5) 里親登録数の増減.....	27
(6) 里親支援に関する業務(フォスタリング業務).....	27
(7) 普及・啓発活動.....	27
(8) チーム養育体制による支援.....	28
IV 統計.....	29
1 子ども家庭支援センター機能(支援課).....	29
(1) 子ども家庭相談受付状況.....	29
① 経路別受付状況.....	29
② 種類別受付状況.....	30
③ 児童虐待相談の虐待者別.....	31
2 児童相談所機能(援助課・保護課・法務担当課長).....	32
(1) 児童相談受付状況.....	32
① 経路別受付件数.....	32
② 種類別受付件数.....	33
(2) 児童相談対応状況.....	34
① 種類別対応件数.....	34

② 児童虐待相談の経路別対応件数.....	35
③ 児童虐待相談の年齢別対応件数.....	36
④ 児童虐待相談の虐待者別対応件数.....	37
(3) 親権・後見人・立入調査等.....	37

I 板橋区について

1 板橋区の基本情報(令和5年4月1日現在)

板橋区は東京 23 区の北西部に位置し、武蔵野の面影を残す赤塚の森や広大な河川敷を有する荒川、美しい桜並木に彩られる石神井川など、豊かな自然に囲まれています。

区内には東武東上線・都営三田線・JR埼京線など5本の鉄道路線が走り、主要幹線道路として中山道・川越街道・環状七号線・環状八号線・首都高速5号線などが通っています。

また、住宅都市・生活都市としてだけでなく、商店街を中心とする商業、埼玉県境に近い赤塚地域における都市農業、荒川沿岸部等の工業が併存しており、人口も増え続けております。

面積 32.22km²

住民基本台帳による人口 570,076 人

住民基本台帳による総世帯数 323,501 世帯

住民基本台帳による児童人口 70,596 人(男 36,152 人、女 34,444 人)

※児童人口とは、0歳から18歳未満の人口を指す。

II 基礎自治体での児童相談所の開設

1 児童相談所の設置

板橋区は、区民が安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長し、自立できる環境の形成に資することを目的として、平成 13 年に子ども家庭支援センターを設置し、家庭における子育て及び子どもの健全な育成の支援を行ってきました。

しかしながら、少子化や核家族化の進行に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待や犯罪に巻き込まれる子どもの増加など、子どもの安心・安全な生活が脅かされています。

このような状況の中、国は平成 28 年6月に児童福祉法を改正し、子どもが権利の主体であることや、子どもの最善の利益が保障されることなどを法の理念として明確化しました。あわせて、児童相談所の体制強化を図るとともに、特別区においても児童相談所を設置できることとしました。

これを受け板橋区は、平成 29 年5月に基本構想を策定し、児童相談所と子ども家庭支援センターの機能を併せ持つ『板橋区子ども家庭総合支援センター』(以下、「総合支援センター」という。)を設置することとしました。

総合支援センターは、「すべての子どもの健やかな成育を切れ目なく支援する 子ども・家庭、地域の子育て機能の総合支援拠点」を基本方針に掲げ、子どもの最善の利益を最優先とし、希望に満ちた未来の実現をめざしています。

妊娠・出産期からの成育歴の把握、成長段階に応じた関係機関等との連携の強化など、基礎自治体が児童相談所を設置するメリットを最大限生かした切れ目のない支援を行い、板橋区の宝である子どもたちが健やかで心豊かに成長できるよう、全力で取り組んでいます。

(児童相談所設置の経緯)

- 平成 13 年 板橋区子ども家庭支援センター開設
平成 28 年 児童福祉法改正。特別区においても児童相談所の設置が可能となる
平成 29 年 (仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター基本構想策定
平成 30 年 (仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター基本計画策定
平成 31 年 設置場所となる旧板橋第三小学校の校舎の一部など解体工事に着手
令和2年 解体工事・実施設計完了、建設工事開始
令和3年 令和4年7月より板橋区を児童相談所設置市に指定する政令が公布
(12月1日)、建設工事竣工
令和4年 板橋区子ども家庭総合支援センター開設(4月1日)
板橋区において児童相談所業務を開始(7月1日)



2 板橋区子ども家庭総合支援センターについて

(1) 所在地

住所 板橋区本町 24 番 17 号

電話 03-5944-2371 FAX 03-5944-2376

○アクセス 都営三田線「板橋本町駅」徒歩7分

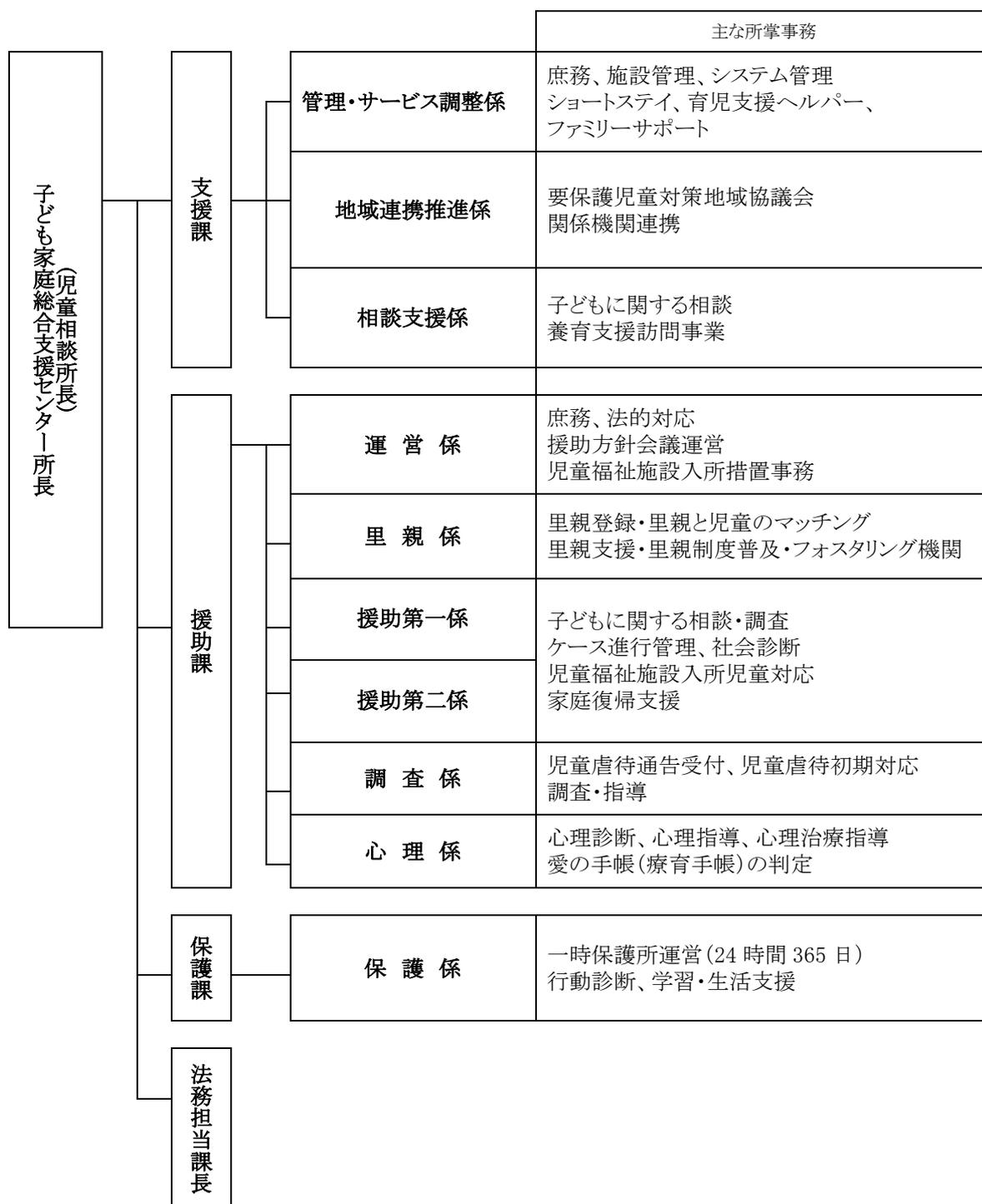


(2) 組織及び事務分掌

総合支援センターは、以下のような体制で運営しています。

子どもに関する相談を幅広く受け入れる「支援課」、児童虐待通告等に係る対応を行う「援助課」、24 時間 365 日保護児童の生活を支援する「保護課」の3課体制に加えて、子ども・家庭を取り巻く様々な課題について、法的な見地から職員へ助言するほか、法的な対応を担う「法務担当課長」を配置し、業務にあたっています。

① 子ども家庭総合支援センターの組織



② 職員の配置状況

◆人員体制

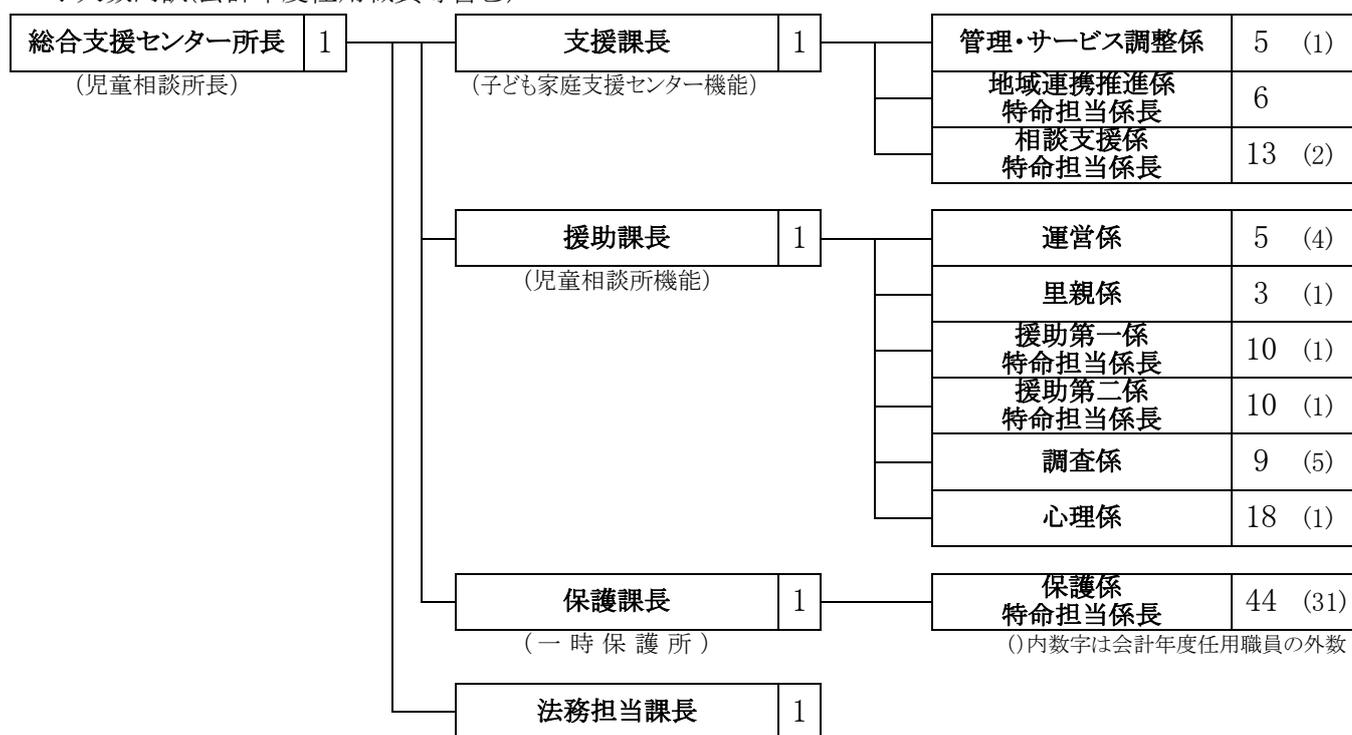
課	配置職種
支援課(子ども家庭支援センター機能)	児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザー、児童心理司、児童心理司スーパーバイザー、保健師、虐待対応強化専門員、事務など
援助課(児童相談所機能)	
保護課(一時保護所)	保育士・児童指導員、看護師、心理療法担当職員、事務、学習指導員、児童支援補助員など
法務担当課長	弁護士

◆職種内訳

(令和5年度)

職種等	職員定数
児童福祉司	45人
児童心理司・心理療法担当	20人
保健師	2人
看護師	2人
保育士・児童指導員	37人
事務	21人
法務	1人
その他(会計年度任用職員等)	47人

◆人数内訳(会計年度任用職員等含む)



3 板橋区子ども家庭総合支援センターが行う支援・援助

(1) 子ども家庭支援センター機能(支援課)

子どもに関する相談を幅広く受け付けています。

- ① 子どもなんでも相談
- ② 子ども家庭相談
- ③ 子育てサポート
- ④ 要保護児童対策地域協議会
- ⑤ 児童虐待防止対策

(2) 児童相談所機能(援助課・保護課・法務担当課長)

児童虐待通告に係る対応等を担っています。

- ① 児童虐待通告等の調査・判定
- ② 一時保護
- ③ 里親制度
- ④ 法的対応

(3) 相談の種類

① 支援課・援助課共通の相談の種類

区分		内容
養護相談		児童虐待相談、養育困難(保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、就労及び服役等)、迷子に関する相談
保健相談		一般的健康管理に関する相談(乳児、早産児等)
障がい相談		知的障がい相談(愛の手帳の相談含む。)、ことばの遅れ相談、肢体不自由相談、重症心身障がい相談などの障がいに関する相談
非行相談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、金銭持ち出し、浪費癖、家出、浮浪、暴力、性的逸脱等のぐ犯行為 ^{※1} 、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童等に関する相談
	触法行為相談	触法行為 ^{※2} があったとして警察署から児童福祉法第25条通告及び少年法第6条の6により送致のあった児童、犯罪少年 ^{※3} に関して家庭裁判所から送致のあった児童等に関する相談
育成相談	不登校相談	学校、幼稚園、保育所に登校(園)できない、していない状態にある児童に関する相談
	性格行動相談	友たちと遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙 ^{※4} 、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等、生活又は行動上の問題を有する児童に関する相談
	しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、遊び等に関する相談
	適性相談	学業不振、進学、就職等の進路選択に関する相談
	ことばの遅れ相談(家庭環境)	ことばの遅れを主訴とする相談で、家庭環境等言語環境の不備等によると思われる児童に関する相談
里親に関する相談		養育家庭(養育里親)、養子縁組里親、専門養育家庭(専門里親)、親族里親としての養育を希望する方からの相談
その他の相談		措置変更、在所期間延長に関する相談等

※1 ぐ犯行為 保護者の正当な監督に服しない性癖のあることなど一定の事由があって、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯す、または刑罰法令に触れるおそれのある少年の行為をいいます。

※2 触法行為 14歳未満で刑罰法令に触れる行為をいいます。

※3 犯罪少年 罪を犯した14歳以上20歳未満の少年をいいます。

※4 緘黙(かんもく) 話す能力があるにもかかわらず、心理的原因等で、学校等の特定場面、あるいは生活全般で話さない状態をいいます。

② 援助課が行う援助の種類

	区分	内容
措置によるもの	訓戒・誓約 (児福法 ^{※1} 27条1項1号)	訓戒・誓約の提出は、注意を与えるだけでは足りない場合に、児童または保護者に再び同じような問題行動をしないと約束させ、誓約書を提出させる。
	児童福祉司指導 (児福法26条1項2号) (児福法27条1項2号) (虐待防止法 ^{※2} 11条1項)	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭環境に起因する複雑な問題を有する児童等、援助に専門的知識、技術を有するケースに対して来所又は家庭訪問等の方法により継続的に行う指導 ・児童虐待を行った保護者に対して行う指導
	児童委員指導 (児福法26条1項2号) (児福法27条1項2号)	問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整等により解決すると考えられるケースについて、児童委員に指導を依頼する。
	福祉事務所等送致等 (児福法26条1項4号)	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障がい者福祉司又は社会福祉主事による指導が適切な場合。 ・助産施設、母子生活支援施設、保育所への利用等を要すると認められる場合 ・15歳以上の児童について、身体障がい者援護施設等に入所させることが適当であると認められる場合
	里親委託 (児福法27条1項3号)	<ol style="list-style-type: none"> ① 養子縁組を目的とせずに一定期間養育する「養育家庭」(養育里親) ② 障がい児等の専門的ケアを必要とする児童を一定期間養育する「専門養育家庭」(専門里親) ③ 養子縁組を目的として養育する「養子縁組里親」 ④ 保護者が行方不明等の状態にあり児童の扶養義務者等である親族が養育する「親族里親」に対し、児童養育を委託する。
	小規模居宅型児童養育事業委託 (児福法27条1項3号)	一定の要件を備えた養育者の住居で5～6人の児童を養育する事業を行う者に対し、児童を委託する。
	児童福祉施設等入所 (児福法27条1項3号) (児福法27条の2) (児福法31条)	乳児院、児童養護施設、障がい児入所施設、児童自立支援施設等に入所させる。
	指定発達支援医療機関委託 (児福法27条2項)	国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するものに、児童を委託する。
	家庭裁判所送致 (児福法27条1項4号) (児福法27条の3)	家庭裁判所の審判に付することが適当である児童、強制的措置を必要とする児童等を家庭裁判所に送致する。 ※少年法第3条2項、第6条の7
	家庭裁判所家事審判請求	児童福祉施設の入所等の承認の請求、親権一時停止・親権喪失・管

	(児福法28条) (児福法33条の7・8・9)	理権喪失の請求(民法834条・834条の2・835条)
措置によらないもの	助言指導 (児福法11条1項2号二)	助言、情報提供等の適切な方法により、児童の有する問題が解決されると考えられる場合の指導 愛の手帳の判定、電話相談による助言など。
	継続指導 (児福法11条1項2号二)	児童、保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法、カウンセリング等を行う。
	他機関あつせん・紹介 (児福法11条1項2号二)	児童相談所の持つ機能以外の対応について、他の関係機関をあつせん・紹介する。
	児童自立生活援助 (児福法33条の6)	義務教育終了後、児童養護施設等を退所した児童又はその他の児童で、自立を図るため必要な場合において、その児童から申込みがあったときは「自立援助ホーム」に入所させて、社会的自立に向けた援助を行う。

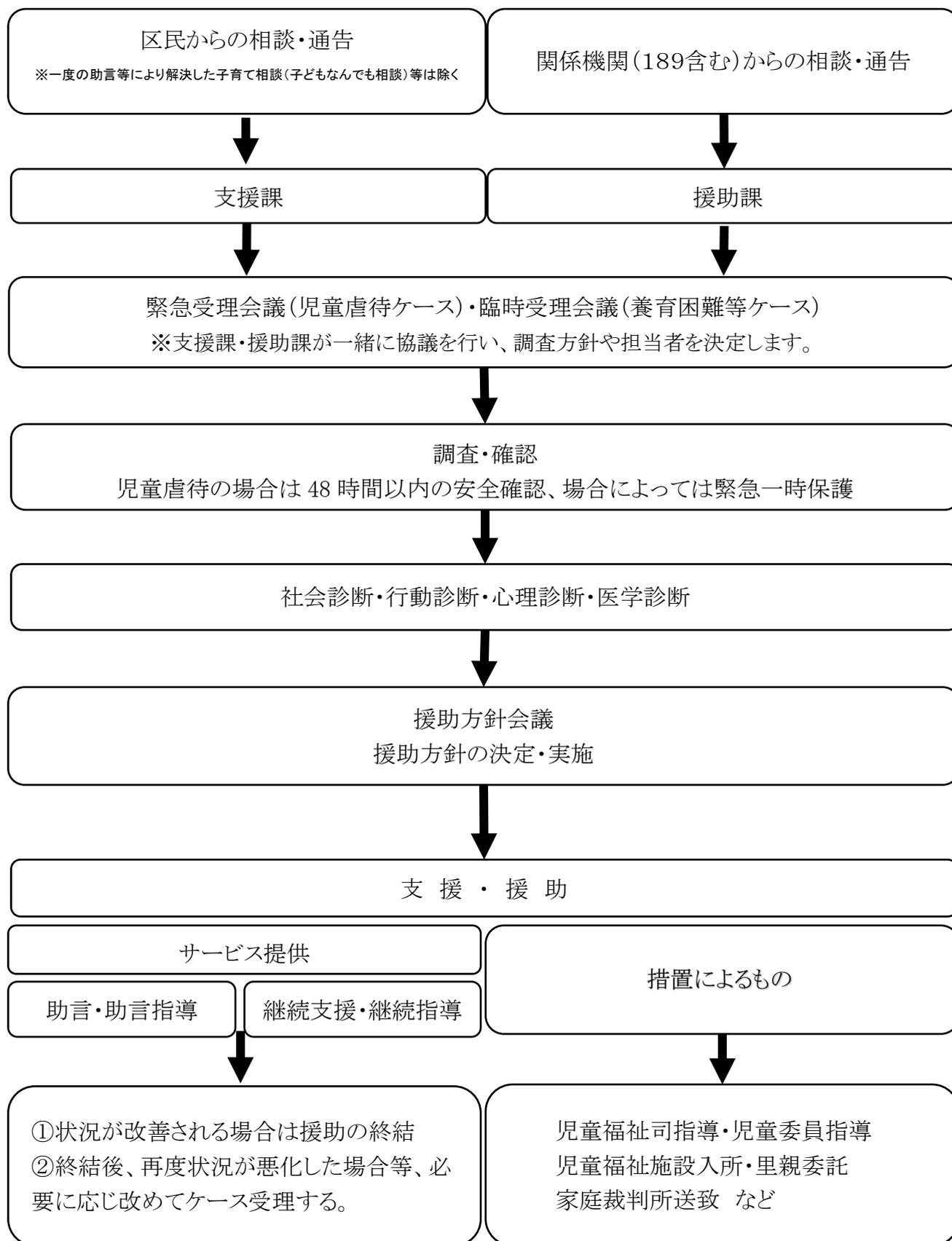
※1 児福法…児童福祉法

※2 虐待防止法…児童虐待の防止等に関する法律

③ その他

区分	内容
意見付与 (児福法24条の3第3項)	障がい児施設給付費の要否の決定に際し、児童相談所長の意見を付与する。
立入調査 (児福法29条) (虐待防止法9条1項)	児童虐待が行われるおそれがあると認めるとき、又は保護者による児童虐待等の場合における措置をとるため必要があると認められた時は、児童相談所長は児童委員又は児童福祉司をして、児童の住所若しくは居所等に立入、必要な調査又は質問をさせることができる。 正当な理由がなく立入調査を拒否する等の職務妨害等に対しては罰則規定がある。(児福法61条の5)
一時保護・一時保護委託 (児福法33条) (虐待防止法8条)	児童相談所長は、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童等を一時保護し、また児童福祉施設等に一時保護委託をすることができる。
面会・通信の制限 (虐待防止法12条)	児童虐待を受けた児童で施設等入所中や一時保護中に児童虐待を行った保護者の面会又は通信を制限することができる。
接近禁止命令 (虐待防止法12条の4)	上記の面会・通信制限を受けている場合で必要があると認めるときは、児童の身近に付きまとい又は付近を徘徊しないよう命ずることができる。(虐待防止法18条に罰則規定がある)
同居児童の届け出 (児福法30条)	4親等内の児童以外の児童を一定期間同居させている者に対し、届出義務を課し、児童虐待や人身売買のような子どもの権利侵害が発生しないよう命ずることができる。
所長の親権代行 (児福法33条の8)	児童相談所長は、未成年後見人の選任の請求に係る児童等に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。
出頭要求 (虐待防止法8条の2)	児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、必要な調査又は質問をさせることができる。 当該児童の保護者の出頭を求めようとするときは、出頭を求める理由となった事実の内容、出頭を求める日時及び場所、同伴すべき児童の氏名その他必要な事項を記載した書面により告知しなければならない。
再出頭要求 (虐待防止法9条の2)	保護者が上記の出頭要求または立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認められるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。
臨検・搜索 (虐待防止法9条の3)	保護者が正当な理由なく立入調査に応じない場合において児童虐待が行われている疑いがあるときは、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可状により、当該児童の住所もしくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。

4 主な相談の流れ



Ⅲ 板橋区子ども家庭総合支援センター事業概要

1 子ども家庭支援センター機能(支援課)

総合支援センターは、基礎自治体として、子ども家庭総合支援拠点機能を有しており、子ども本人や保護者からの子どもに関するあらゆる相談に対して、子どもの権利擁護や児童虐待予防の視点に立ち、迅速な対応と早期解決を図ることを目的として、24時間365日対応の電話相談「子どもなんでも相談」や総合支援センターの相談員が対応する「子ども家庭相談」事業を実施しています。

また、要保護児童対策地域協議会調整機関として、実務者会議等を通じて関係機関との情報共有を図るとともに、関係機関へのアウトリーチにより、心配な子ども・家庭の早期発見・早期対応による児童虐待等の未然防止・予防に取り組んでいます。

その他、ショートステイ、育児支援ヘルパー、ファミリーサポートなどの子育てサポート事業を実施しています。

困難な状況にある保護者と子どもの支援を、個別相談や関係機関等の連携のもとに対応し、児童虐待ゼロをめざします。

(1) 子どもなんでも相談

18歳未満の子ども本人やその保護者からの相談に対して、業務委託を受けた専門職の相談員が24時間365日相談を受け付け、相談対応を行います。

相談内容や相談者のニーズに応じた総合支援センターへの引継ぎや、状況に応じた緊急通報で警察等への連携を行っています。

(単位:件/令和4年度)

受電件数	相談件数
634	858

(2) 子ども家庭相談

子どもや家庭に関する困りごとや継続的な相談に対して、総合支援センターの相談員が対応します。

① 相談対応件数

(単位:件/令和4年度)

相談対応件数	相談対応方法		
	電話等	面接	訪問
25,306	21,080	1,024	3,202

② 相談経路別受付件数

相談数 1,677 件のうち、家庭・親戚からの相談が最も多く(652 件)、次いで学校(161 件)、保健センター(138 件)と続いています。

(単位:件/令和4年度)

児童相談所	市町村				保育所	児童福祉施設	警察等	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	合計
	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他												
93	83	3	138	55	125	21	3	31	8	161	20	652	42	27	215	1,677

③ 相談内容別受付件数

相談数 1,677 件のうち、その他の養護相談が最も多く(744 件)、次いで児童虐待の養護相談(348 件)、育成相談((344 件)と続いています。

(単位:件/令和4年度)

養護相談		保健相談	障がい相談	非行相談	育成相談	その他	合計
児童虐待	その他						
348	744	2	39	8	344	192	1,677

実人数	児童虐待の種類			
	身体的	性的	ネグレクト※	心理的
348	75	2	94	177

※ 適切な衣食住の世話をしない等

(3) 育児支援ヘルパー派遣事業

妊娠中の方(母子健康手帳取得後)及び3歳未満の乳幼児のいる方を対象に、出産前後の家事や育児疲れなどを軽減するため、家事・育児の援助を行うヘルパーを派遣しています。

(令和4年度)

登録人数	延利用人数	延利用時間数
1,556人	1,634人	2,987.5時間

(4) ファミリー・サポート・センター事業

保護者の疾病、残業、地域活動等で子どもの一時的な保育が必要となった場合に、保護者に代わって子どもの世話をする者(援助会員)と保護者(利用会員)を結び、育児支援を行っています。

利用対象児童は、生後 43 日～12 歳まで(小学校6年生の3月 31 日まで利用可)です。

(令和4年度)

援助会員	利用会員	利用件数	利用時間
133人	10,282人	4,746件	6,160.5時間

(5) ショートステイ事業・トワイライトステイ事業

保護者の出産、病気、家族の介護や育児疲れ等で、一時的に子どもの養育が困難になった場合に、児童養護施設・乳児院・協力家庭において養育する事業を行っています。

(令和4年度)

預かり区分	ショートステイ		乳児ショートステイ	子どもショートステイ
	宿泊/日帰り	トワイライト 午後 4 時から 午後 10 時	宿泊/日帰り	宿泊/日帰り
対象児童	2 歳から 12 歳以下の区内在住の児童		生後 43 日から 2 歳未満区内在住の乳幼児	生後 43 日から 18 歳未満区内在住の乳幼児・児童
預かり先 (委託先)	児童養護施設 (1 施設)		乳児院 (1 施設)	区内協力家庭 (6 家庭)
利用児童数	156 人	44 人	42 人	81 人
延利用日数	日帰り 527 日	119 日	日帰り 86 日	日帰り 256 日
	宿泊 257 日		宿泊 156 日	宿泊 82 日

(6) 児童虐待防止対策

① 地域子育て支援セミナー(区制施行 90 周年記念事業)

講師	講演内容	参加者
サヘル・ローズ氏(俳優)	出会いこそ、生きる力	110 名

② 板橋区子ども家庭支援指針(板橋区児童虐待防止対応ガイドライン)

関係機関別に児童虐待等の初動対応について取りまとめたガイドラインを作成し、区内関係機関に配付しました。

作成部数 5,000 部

③ 児童虐待防止等啓発

児童虐待防止啓発事業として、児童虐待防止カード(区立小学4年生～中学3年生の全児童)及びリーフレットを、区立・私立幼保小中の全児童へ配付しました。

④ コールセンターの設置及び周知

専門職を配置したコールセンターで、24 時間 365 日体制の児童虐待相談(休日夜間の189ダイヤルにも対応)の受付を行っています。

コールセンターの案内とともに、児童虐待等や子どもたちの権利についてマンガで記載した冊子を小学4年生～中学3年生へ配布しました。

(7) 要保護児童対策地域協議会

令和4年4月の子ども家庭総合支援センターの開設に併せ、支援課に地域連携推進係を設置し、「要保護児童等」に関する情報共有等について、三層構造からなる会議体で協議を実施しています。

特に実務者会議については、22 の中学校区ごとにセンターにて実施している「集合型」の会議に加え、各関係機関を訪問する「アウトリーチ(訪問型)」を実施し、3か月に1度、関係機関と情報共有や支援方針の共有を行う等の見守り体制の構築を図っています。

① アウトリーチ(関係機関訪問)概要

板橋区独自の取組として、支援課職員(要保護児童対策調整機関の調整担当者)が、学校、保育園などの関係機関(329 機関)*へ訪問し、各関係機関の支援対象児童について、直近の状況をヒアリングするとともに、潜在している心配な子どもや家庭の情報をヒアリングし、早期の通告に繋げるなど、早期発見・早期対応による未然防止等を行いました。また、関係機関向けに児童虐待防止のための対応をまとめたガイドラインについて周知・啓発し、児童虐待等に気づくためのチェックポイント、初動対応の流れ、通告時のポイント等の共有を行っています。

*区立小中学校、あいキッズ、区立・私立保育園、区立・私立幼稚園、児童館等

② 要保護児童対策地域協議会 令和4年度開催実績

会議名		回数	開催月
代表者会議		2回	第1回:6月27日(月) 第2回:2月7日(火)
実務者会議	集合型	前期 22回・後期 22回 (中学校区ごとで実施)	前期 7月～9月 後期 1月～3月
	アウトリーチ型 (訪問型)	各関係機関へ訪問し情報共有 (329 機関)	10月～12月 ※令和5年度から4～6月にも実施
個別ケース検討会議		84回	年間通じて実施

2 児童相談所機能(援助課・保護課・法務担当課長)

(1) 東京都北児童相談所からの引継ぎについて

令和4年6月までは、東京都北児童相談所が板橋区を所管していました。

同年7月に総合支援センターで児童相談所業務を開始するにあたり、東京都と板橋区では十分な期間を設け、職員を派遣するなどして引継ぎを行いました。

引継ぎ件数等の状況は以下のようになっています。

◆北児童相談所からの引継ぎ件数

(単位;人/令和4年7月1日)

種別	施設入所				児童福祉司指導	継続指導	里親 (ファミリーホームを含む)	その他 (未処理等)	合計	
	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	福祉型障がい児入所施設						
性別	男	82	6	4	7	111	33	13	147	403
	女	55	10	2	4	113	26	8	108	326
	不明	0	0	0	0	0	0	0	11	11
年齢	0～3	7	16	0	0	29	9	4	34	99
	4～6	18	0	0	3	26	10	6	34	97
	7～12	43	0	0	2	67	21	5	109	247
	13～15	33	0	6	3	63	9	2	51	167
	16～	36	0	0	3	39	10	4	37	129
	不明	0	0	0	0	0	0	0	1	1
合計	137	16	6	11	224	59	21	266	740	

◆主訴別引継ぎ件数

(単位;人/令和4年7月1日)

主訴	施設入所	児童福祉司指導	継続指導	養育家庭	未処理	合計
児童虐待	47	52	24	1	168	292
その他の養育相談(養育困難等)	43	2	17	6	15	83
非行(触法・ぐ犯)	3	13	3	0	45	64
育成・性格行動	0	6	1	0	13	20
障がい(知的・身体)	0	0	11	0	15	26
その他	77	151	3	14	10	255
合計	170	224	59	21	266	740

(2) 相談受付状況

総合支援センターにおける児童相談所機能(援助課)の令和4年度の相談受付状況等は以下のようになっています。

なお、令和4年度については、7月に児童相談所機能を開始して以降の件数となります。

① 経路別受付件数

相談数 1,694 件のうち、警察等からの相談が最も多く(535 件)、次いで家族・親戚(401 件)、近隣・知人(117 件)と続いています(その他は除く)。

(単位:件/令和4年度)

都道府県・中核市・指定都市	児童相談所	71
	福祉事務所	28
	その他	12
区市町村	福祉事務所	0
	児童委員	0
	保健センター	0
	その他	2
児童福祉施設・ 指定発達支援医療機関	保育所	35
	児童福祉施設	9
	指定発達支援医療機関	0
児童家庭センター		0
認定こども園		0
警察等		535
家庭裁判所		13
保健所及び医療機関	保健所	0
	医療機関	26
学校等	幼稚園	3
	学校	104
	教育委員会等	10
児童委員(通告仲介)		0
家族・親戚		401
近隣・知人		117
児童本人		23
その他		305
合計		1,694

② 相談内容別受付件数

相談数 1,694 件のうち、児童虐待相談が最も多く(992 件)、次いで知的障がい相談(愛の手帳)(306 件)、その他の養護相談(養育困難等)(172 件)と続いています。

(単位:件/令和4年度)

養護相談	児童虐待相談		992
	その他の養護相談(養育困難等)		172
保健相談			0
障がい相談	肢体不自由相談		8
	視聴覚障がい相談	視力	0
		聴覚	0
	言語発達障がい相談		0
	重症心身障がい相談	入所希望	2
		その他	0
	知的障がい相談	愛の手帳	306
特別児童扶養手当		11	
発達障がい相談		1	
非行相談	ぐ犯行為等相談		39
	触法行為等相談		25
育成相談	性格行動相談		34
	不登校相談		4
	育児・しつけ相談		7
	適性相談	学業不振	0
		進路	0
その他		0	
その他の相談	措置変更期間延長		21
	その他		72
合計			1,694

虐待通告・相談件数				
合計	児童相談所虐待対応 ダイヤル(189)	LINE 相談	警察署等からの 通告等	その他
992	91	5	436	460

③ 男女別受付件数

(単位:件/令和4年度)

相談内容		男	女	合計
養護相談	児童虐待相談	490	502	992
	その他	80	92	172
保健相談		0	0	0
障がい相談		231	97	328
非行相談		37	27	64
育成相談		27	18	45
その他の相談		63	30	93
合計		928	766	1,694

④ 年齢別受付件数

(単位:件/令和4年度)

相談内容		0~1歳	2~5歳	6~11歳	12~14歳	15歳以上	合計
養護相談	児童虐待相談	103	246	364	177	102	992
	その他	22	30	58	25	37	172
保健相談		0	0	0	0	0	0
障がい相談		4	72	129	81	42	328
非行相談		0	0	16	27	21	64
育成相談		2	5	13	15	10	45
その他の相談		6	22	15	8	42	93
合計		137	375	595	333	254	1,694

⑤ 児童虐待相談・通告への対応

児童虐待相談対応件数とは、令和4年度中に新たに援助課(児童相談所機能)で受け付けた児童虐待に関する相談、及び東京都北児童相談所からの引継時に未対応であった相談について、令和4年度中に対応した件数(国は、この児童虐待相談対応件数を毎年公表しています)。

※相談対応件数とは、令和4年度中に児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った件数。児童虐待相談対応件数 998 件のうち、虐待種別では心理的虐待が最も多く(581 件)、次いで身体的虐待(261 件)、ネグレクト(151 件)、性的虐待(5 件)と続いています。

(単位:件/令和4年度)

合計対応件数	虐待種別			
	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト
998	261	5	581	151

⑥ 児童福祉司一人当たりの児童虐待相談の担当件数

援助課における児童福祉司一人当たりの児童虐待相談の担当件数は、39 件(調査中ケース 14 件、施設入所ケース 11 件、在宅指導ケース 14 件)となっています。

⑦ 触法少年の送致

(単位:件/令和4年度)

触法送致件数	内訳						
	送致種別			一時保護の状況		家裁送致の状況	
	身柄送致	身柄後送致 通告	書類送致	一時保護あり	一時保護なし	家裁送致あり	家裁送致なし
1	0	0	1	0	1	1	0

⑧ 外国人の相談状況

※児童が外国籍のケース

(単位:件/令和4年度)

養護相談	児童虐待相談	64
	その他	6
保健相談		0
障がい相談		4
非行相談		2
育成相談		0
その他の相談		5
合計		81

(3) 施設入所・里親等委託の状況

① 施設等入所状況

(単位:人/令和4年度末)

施設種別	乳幼児	学齢男児	学齢女児	合計
乳児院	14	-	-	14
児童養護施設	-	78	59	137
里親(ファミリーホーム含む)	-	13	7	20
児童自立支援施設	-	0	2	2
児童心理治療施設	-	0	0	0
自立援助ホーム	-	2	1	3
障がい児施設入所	-	6	5	11
障がい児施設等への利用契約	1	6	3	10
合計	15	105	77	197

② 新規措置及び退所状況

(単位:人/令和4年度)

施設種別	新規措置	退所
乳児院	9	11
児童養護施設	16	16
里親(ファミリーホーム含む)	3	3
児童自立支援施設	3	7
児童心理治療施設	0	0
自立援助ホーム	0	2
障がい児施設入所	1	1
合計	32	40

※児童相談所業務開始後(令和4年7月～)、新たに措置及び退所した児童等の人数

(4) 一時保護の状況

総合支援センターにおける令和4年度の一時保護の状況は以下のようになっています。

① 一時保護の状況(板橋区の児童を一時保護した総数)

令和4年7月1日以降に一時保護した人数は以下のとおりです。

一時保護委託とは、医療対応が必要な児童や、当所の一時保護所に保護出来ない児童等、子どもの状況等によって適切な場所に一時保護の委託をすることです。

主な委託先としては、児童養護施設・乳児院・里親・障がい児施設・病院等があります。

(単位:人/令和4年度)

施設種別	乳幼児 (0~2歳)	未就学児 (2~5歳)	学齢男児 (6歳~)	学齢女児 (6歳~)	合計	
区一時保護所	-	16	38	72	126	
一時保護委託	区外一時保護所	-	0	6	7	13
	乳児院	13	-	-	-	13
	児童養護施設	-	2	1	6	9
	里親	-	1	1	5	7
	児童自立支援施設	-	0	0	0	0
	医療機関	-	7	2	12	21
	障がい児関係施設	-	0	0	0	0
	自立支援ホーム	-	0	0	0	0
	その他	-	0	0	0	0
	小計	13	10	10	30	63
合計	13	26	48	102	189	

※東京都北児童相談所が令和4年6月末時点で一時保護していて、引継いだケース(一時保護委託21件)を含む

② 一時保護解除後の対応状況(板橋区の児童を一時保護解除した総数)

令和4年7月1日以降における一時保護解除後の対応状況は以下のとおりです。

(単位:人/令和4年度)

	児童福祉 施設入所	里親委託	他の児童 相談所・機 関に移送	家庭裁判 所送致	帰宅	その他	合計	年度末 継続保護
区一時保護所	11	0	23	1	72	0	107	19
一時保護委託	10	2	26	0	15	0	53	10
合計	21	2	49	1	87	0	160	29

③ 一時保護所における一時保護(他自治体からの受託児童含む)

一時保護所は定員30名で、学齢男子(6名)2ユニット、学齢女子(6名)2ユニット、幼児(6名)1ユニットの小規模な単位で生活空間を構成するユニット形式とし、児童にとって最も安心・安全な状況で保護できるよう環境を整えています。

令和4年度の一時保護所における新規保護児童数は138人(うち他自治体からの受託児童は12人)となり、平均保護日数(令和4年度中に退所した児童の平均保護日数)は43日(うち受託児童は47日)となります。

【一時保護所における保護件数】

(単位:人/令和4年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新規保護児童数				28	6	16	12	18	12	18	16	12	138
保護解除児童数				4	10	13	12	15	14	17	13	19	117
月末時点の保護児童数				24	20	23	23	26	24	25	28	21	

【新規一時保護児童の保護理由】

(単位:人/令和4年度)

区分	児童数
児童虐待	75
その他の養育相談(養育困難等)	31
非行	25
その他	7
合計	138

【一時保護所のユニット別入所状況】

(単位:人/令和4年度)

	区の児童	他自治体の児童	合計
幼児(2歳~5歳)	16	3	19
学齢男子	38	8	46
学齢女子	72	1	73
合計	126	12	138

3 社会的養護について

(1) 社会的養護とは

子どもは、家庭で愛情に包まれながら育てられることが望ましいですが、児童虐待など様々な事情で実親と離れて暮らしている子どもが、東京都全体では約 4,000 人(板橋区には約 190 名)います。

そのような子どもを社会全体で支える仕組みを「社会的養護」といいます。社会的養護は、児童養護施設などの施設養護と、里親等の家庭養護の2つに分かれます。

(2) 里親制度

里親制度は、保護者による適切な養育を受けられない子どもを家庭に迎え入れ、家族の一員として愛情をもって養育していただく、子どものための公的な制度です。

◆里親の種類

養育家庭 (養育里親)	養子縁組を目的としないで、一定期間子どもを預かり養育する里親 ※短期間のみ子どもを預かる家庭もあります。
専門養育家庭 (専門里親)	養子縁組を目的としないで、一定期間専門的ケアを必要とする子どもを養育する里親 ※一定の要件を満たし、定められた研修を受ける必要があります。
養子縁組里親	養子縁組を目的として、子どもを養育する里親 ※特別養子縁組が成立するまでの間、里親として子どもを育てます。
親族里親	両親の死亡、行方不明、長期入院などにより子どもを養育できない場合に、祖父母等の扶養義務者が里親になり、その子どもを育てる里親

(3) 養育家庭等の登録数及び委託児童数

令和5年3月31日現在の区内の養育家庭数は21家庭であり、区内の養育家庭に委託している児童数は13人となっています。

委託児童13人のうち、板橋区が措置している児童が6人、他自治体の児童相談所が措置している児童が7人となっています。

	養育家庭			専門養育家庭			親族里親		
	登録家庭数	委託家庭数	(うち区内児童数) 委託児童	登録家庭数	委託家庭数	(うち区内児童数) 委託児童	登録家庭数	委託家庭数	(うち区内児童数) 委託児童
令和4年7月1日	19	12	13(5)	2	1	1(0)	2	2	4(4)
令和5年3月31日	21	12	13(6)	2	1	1(0)	1	1	3(3)

※養子縁組里親のうち、2家庭は養育家庭と二重登録している

※専門養育家庭は、養育家庭として登録し、一定の養育経験や研修を経て登録するものであるため、養育家庭数にも計上している

(4) 養子縁組里親の登録と委託児童数

	登録家庭数	委託家庭数	委託児童 (うち区内児童数)
令和4年7月1日	17	5	5(3)
令和5年3月31日	20	5	5(2)

(5) 里親登録数の増減

	養育家庭	養子縁組里親
新規登録数	3	4
登録取消数	1	1

※養子縁組里親のうち、1家庭は養育家庭と二重登録している

※令和4年度(7月～3月)の状況

(6) 里親支援に関する業務(フォスタリング業務)

フォスタリング業務は、里親制度を一層推進するため、里親制度の普及啓発、里親の養育力向上や里親委託を推進するなどの以下の業務を総合的に実施しています。

- 里親制度の普及啓発による里親開拓(リクルート)及びアセスメント
- 里親登録前・登録後及び里親委託後の研修・トレーニング
- 里親の訪問や里親同士の交流等の相談支援 など

なお、板橋区では、民間が持つノウハウを活かして里親への児童の委託を一層推進するため、フォスタリング機関として社会福祉法人二葉保育園に委託し、区とともに里親の支援を行っています。

(7) 普及・啓発活動

フォスタリング機関と連携しながら普及啓発活動等を行い、里親制度の推進を図っています。

【令和4年度の主な活動】

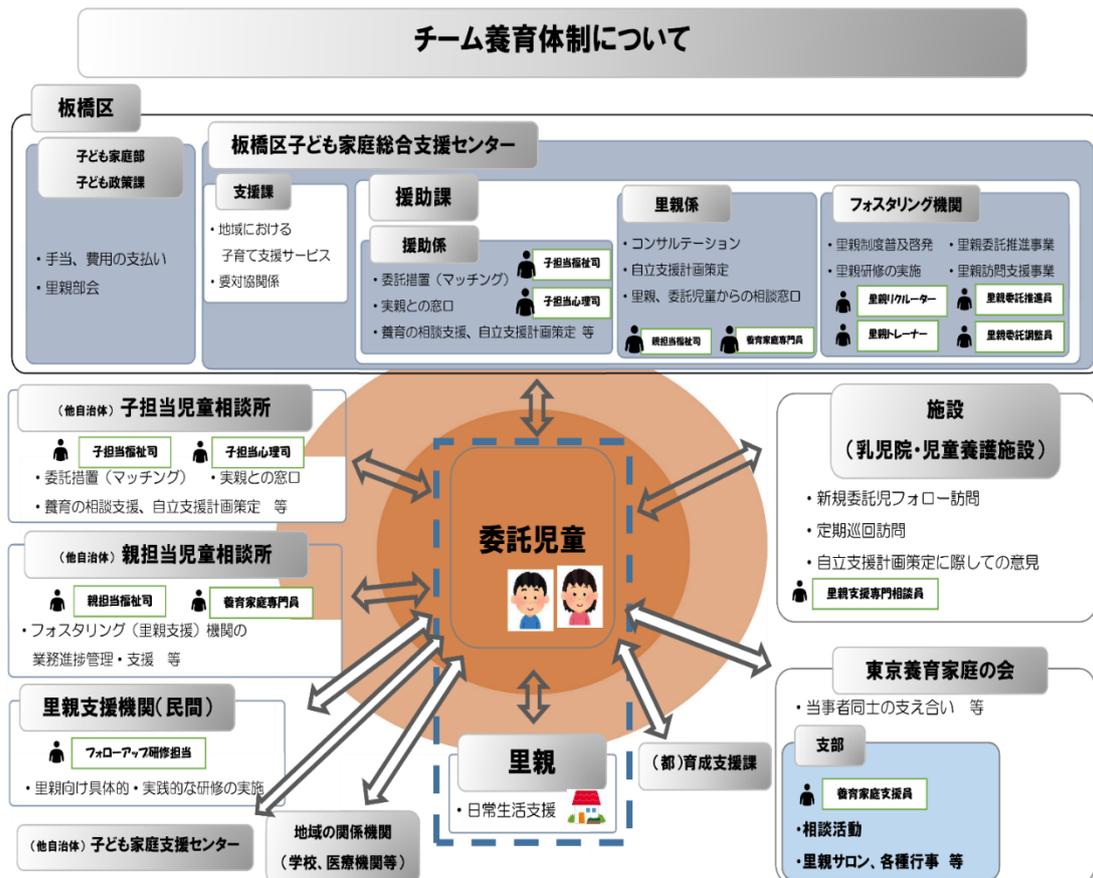
活動名	実施日	概要
里親説明会	7月から2月まで毎月開催 (計10回) 参加者:計32家庭 (計44名)	5地区(板橋、常盤台、志村、赤塚、高島平)において、里親に関心のある区民向けに説明会を開催。里親制度についての説明や質疑応答を実施。
養育家庭体験発表会	<第1回>11月4日 参加者:110名 <第2回>1月28日 参加者:33名	現役の里親による、里親制度の紹介や体験発表を行った。第1回は区制施行90周年記念事業地域子育て支援セミナーと併せて開催。第1回は「ぶどうの木」著者の坂本洋子氏、第2回は区内里親と都

		内里親が発表。
その他の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎1階や赤塚庁舎でのパネル展示やチラシ配布、PR 動画上映 ・里親の絵本「わたしのうち」作成 ・いたばし区民まつり・しむあず祭りで PR ブース出展 ・ダイバーシティフェア出展 ・区公式 Twitter、Facebook 等で記事発信、町内掲示板に周知用ポスター掲示 等 	

(8) チーム養育体制による支援

里親が地域で孤立することなく児童を養育していくことができるよう、総合支援センター(児童相談所機能)の進行管理・調整の下、関係機関がチームで養育を行う体制をとっています。

里親には、社会的養護が必要な児童を支援するチームの一員として、様々な支援機関と連携して児童を養育していくことが求められ、又、チームの構成員である関係機関は、各機関が有する機能を効果的に活用し、日々里親子に寄り添い、的確にアドバイスを行いながら支援しています。



IV 統計

1 子ども家庭支援センター機能(支援課)

(1) 子ども家庭相談受付状況

① 経路別受付状況

(単位:件/令和4年度)

	都指中特 道定核別 府都 県市市区			区 市 町 村			児 童 福 祉 施 設			医 療 機 関			指 定 発 達 支 援			認 定 こ ど も 園	警 察 等	医 保 健 所 及 び		学 校 等			児 童 委 員 (通 告 の 仲 介 を 含 む)	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	合 計
	児 童 相 談 所	福 祉 事 務 所	そ の 他	福 祉 事 務 所	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	保 育 所	児 童 福 祉 施 設	医 療 機 関	指 定 発 達 支 援	保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会 等													
計	93	0	0	83	138	55	125	21	0	0	3	0	31	8	161	20	3	652	42	27	215	1,677						
男	52	0	0	40	68	27	81	12	0	0	2	0	13	7	80	9	2	373	21	16	115	918						
女	41	0	0	43	70	28	44	9	0	0	1	0	18	1	81	11	1	279	21	11	100	759						

② 種類別受付状況

(単位:件/令和4年度)

	合計	養護相談		保健相談	障がい相談						非行相談		育成相談				その他
		児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	障がい相談 視聴覚	障がい等相談 言語発達	障がい相談 重症心身	知的障がい相談	発達障がい相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	育児・しつけ相談	適性相談	
合計	1,677	348	744	2	0	0	4	1	3	31	8		161	79	104	0	192
男	918	186	408	0	0	0	1	1	2	18	5		87	48	60	0	102
女	759	162	336	2	0	0	3	0	1	13	3		74	31	44	0	90
0歳	187	23	133	0	0	0	0	0	0	1	0		0	0	13	0	17
1歳	100	32	47	0	0	0	0	0	0	2	0		0	0	9	0	10
2歳	111	21	57	1	0	0	0	0	0	2	0		0	0	16	0	14
3歳	124	43	48	0	0	0	2	0	0	2	0		0	0	17	0	12
4歳	124	22	50	1	0	0	2	0	2	0	0		0	0	25	0	22
5歳	115	33	43	0	0	0	0	0	0	5	0		0	0	21	0	13
6歳	119	28	51	0	0	0	0	0	0	3	0		15	6	3	0	13
7歳	88	19	36	0	0	0	0	0	0	4	0		18	1	0	0	10
8歳	89	26	35	0	0	0	0	0	0	1	0		13	7	0	0	7
9歳	66	13	24	0	0	0	0	0	0	1	1		14	5	0	0	8
10歳	68	9	34	0	0	0	0	0	0	1	0		12	8	0	0	4
11歳	94	21	30	0	0	0	0	0	0	0	1		21	10	0	0	11
12歳	99	13	41	0	0	0	0	0	0	4	0		15	13	0	0	13
13歳	85	14	31	0	0	0	0	0	0	2	2		21	10	0	0	5
14歳	67	11	30	0	0	0	0	1	0	0	2		10	7	0	0	6
15歳	60	9	24	0	0	0	0	0	0	1	1		11	6	0	0	8
16歳	51	7	15	0	0	0	0	0	1	2	0		7	5	0	0	14
17歳	30	4	15	0	0	0	0	0	0	0	1		4	1	0	0	5
18歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0

③ 児童虐待相談の虐待者別

(単位:件/令和4年度)

	実父	実父以外 の父親	実母	実母以外 の母親	その他	合計
身体的虐待	29	0	42	0	4	75
性的虐待	2	0	0	0	0	2
心理的虐待	73	0	80	0	24	177
ネグレクト	13	0	64	0	17	94
合計	117	0	186	0	45	348

2 児童相談所機能(援助課・保護課・法務担当課長)

(1) 児童相談受付状況

① 経路別受付件数

(単位:件/令和4年度)

	都道府県・ 指定都市・中核市				市町村				児童福祉施設 ・指定発達 支 援医療機関			児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー	認 定 こ ど も 園	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保健所 及び 医療機関		学校等			児 童 委 員	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	合 計
	児 童 相 談 所	福 祉 事 務 所	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	福 祉 事 務 所	児 童 委 員	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	保 育 所	児 童 福 祉 施 設	医 療 機 関 ・ 指 定 発 達 支 援					保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会 等						
男	35	12	4	1	0	0	0	0	23	7	0	0	0	272	8	0	16	3	50	5	0	262	64	8	158	928
女	36	16	7	0	0	0	0	2	12	2	0	0	0	263	5	0	10	0	54	5	0	139	53	15	147	766
計	71	28	11	1	0	0	0	2	35	9	0	0	0	535	13	0	26	3	104	10	0	401	117	23	330	1,694

② 種類別受付件数

(単位:件/令和4年度)

	養護相談		健康相談	障がい相談						非行相談		育成相談				その他の相談	合計
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障がい相談	相言語発達障がい等相談	相重症心身障がい相談	知的障がい相談	発達障がい相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	相育児・しつけ		
0歳	58	15	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	2	79
1歳	45	7	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	4	58
2歳	49	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	5	68
3歳	53	10	0	0	0	0	0	25	0	0	0	0	0	0	0	8	96
4歳	77	8	0	0	0	0	0	23	0	0	0	0	0	0	0	6	114
5歳	67	5	0	0	0	0	0	17	0	0	0	3	0	0	2	3	97
6歳	58	14	0	0	0	0	0	28	0	0	0	0	0	0	1	2	103
7歳	61	8	0	1	0	0	0	25	0	0	3	1	0	0	1	1	101
8歳	73	9	0	2	0	0	1	19	0	0	3	3	2	0	0	3	115
9歳	56	7	0	3	0	0	0	15	1	0	1	0	0	0	0	3	86
10歳	61	11	0	1	0	0	0	15	0	1	4	1	0	0	0	1	95
11歳	55	9	0	0	0	0	0	18	0	1	3	4	0	0	0	5	95
12歳	56	9	0	0	0	0	0	24	0	3	9	4	1	0	1	2	109
13歳	65	5	0	0	0	0	0	26	0	6	0	1	1	0	0	2	106
14歳	56	11	0	0	0	0	0	31	0	9	0	7	0	0	0	4	118
15歳	41	16	0	0	0	0	0	26	0	8	1	4	0	0	0	5	101
16歳	34	9	0	1	0	0	0	9	0	6	0	5	0	0	0	5	69
17歳	27	10	0	0	0	0	0	6	0	5	1	1	0	0	0	29	79
18歳以上	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	5
合計	992	172	0	8	0	0	2	317	1	39	25	34	4	0	7	93	1,694

(2) 児童相談対応状況

① 種類別対応件数

(単位:件/令和4年度)

		助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ っ せ ん	児 童 福 祉 司 指 導	児 童 委 員 指 導	児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー 指 導 ・ 指 導 委 託	市 町 村 指 導 委 託	市 町 村 送 致	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	訓 戒 ・ 誓 約	入 所	通 所	指 定 発 達 支 援 医 療 機 関 委 託	里 親 委 託	家 庭 裁 判 所 送 致	障 が い 児 施 設 等 へ の 利 用 規 約	そ の 他	合 計
養護相談	児童虐待相談	725	67	16	111	0	0	0	0	0	0	72	0	0	1	0	0	6	998
	その他の相談	74	40	2	151	0	0	0	0	0	0	109	0	0	20	0	1	13	410
保健相談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障がい相談	肢体不自由相談	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	8	0	10
	視聴覚障がい相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	言語発達障がい相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	重症心身障がい相談	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	11
	知的障がい相談	312	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	315
	発達障がい相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非行相談	ぐ犯行為等相談	21	9	2	11	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	1	51
	触法行為等相談	27	4	1	11	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	46
育成相談	性格行動相談	26	7	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37
	不登校相談	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	適性相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	育児・しつけ相談	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
その他の相談		11	1	0	23	0	0	0	0	12	0	17	0	0	2	0	2	30	98
合計		1199	134	21	312	0	0	0	0	12	0	208	0	0	23	2	20	50	1,981

② 児童虐待相談の経路別対応件数

(単位:件/令和4年度)

虐待種別	都指中特 道定核別 府都			区 市 町 村			児童 福祉 施設			医 療 機 関			指 定 発 達 支 援		認 定 こ ど も 園	警 察 等	医 保 療 機 関 及 び		学 校 等			里 親	児 童 委 員 （ 通 告 の 仲 介 を 含 む ）	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	合 計
	児 童 相 談 所	福 祉 事 務 所	保 健 セ ン タ ー	福 祉 事 務 所	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	保 育 所	児 童 福 祉 施 設	医 療 機 関	指 定 発 達 支 援	保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園	学 校			教 育 委 員 会 等											
身体的	13	0	3	0	0	2	10	0	0	0	53	0	1	1	40	3	0	1	15	23	13	83	261					
性的	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	5					
心理的	21	0	2	0	0	0	1	0	0	0	271	0	0	0	12	0	0	0	17	81	9	167	581					
ネグレクト	10	4	2	0	0	0	3	0	0	0	31	0	10	0	12	3	0	1	8	19	1	47	151					
合計	46	4	7	0	0	2	14	0	0	0	355	0	12	1	64	7	0	2	40	123	23	298	998					

③ 児童虐待相談の年齢別対応件数

(単位:件/令和4年度)

年齢	身体的	性的	心理的	ネグレクト	合計
0歳	1	0	26	10	37
1歳	3	0	39	9	51
2歳	2	0	33	8	43
3歳	9	1	41	8	59
4歳	10	0	40	8	58
5歳	11	0	38	12	61
6歳	14	0	38	9	61
7歳	15	0	31	9	55
8歳	14	0	39	18	71
9歳	11	0	35	12	58
10歳	22	0	29	9	60
11歳	18	0	32	12	62
12歳	26	2	33	4	65
13歳	25	1	29	8	63
14歳	25	0	32	2	59
15歳	24	0	25	6	55
16歳	14	0	23	4	41
17歳	16	1	13	2	32
18歳以上	1	0	5	1	7
合計	261	5	581	151	998

④ 児童虐待相談の虐待者別対応件数

(単位:件/令和4年度)

	実父	実父以外 の父親	実母	実母以外 の母親	その他	合 計
身体的虐待	107	18	121	1	14	261
性的虐待	2	3	0	0	0	5
心理的虐待	281	15	218	3	64	581
ネグレクト	18	0	125	0	8	151
合 計	408	36	464	4	86	998

(3) 親権・後見人・立入調査等

(単位:件/令和4年度)

児童福祉法第28条 1項による措置		児童福祉法第28条 2項により措置		後見人選任の請求		出頭要求	立入調査	再出頭 要求	臨検・ 捜索	警察援助 要請
請求件数	承認件数	請求件数	承認件数	請求件数	承認件数					
5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1

事業概要

令和4年度(2022年度)版

■発行日:令和5年10月

■編集・発行:板橋区子ども家庭総合支援センター支援課

住所:板橋区本町24番17号

電話:03-5944-2371

刊行物番号

R05-84
